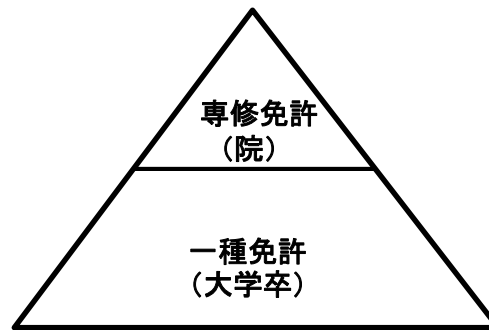


専修免許について

- 専修免許とは

→ 大学卒業で取得できる免許（一種免許）の上位のもの



- 同じ学校種（中学，高校など）と同じ教科（社会・地理歴史・公民・国語・英語など）の一種免許状を持っていないと，専修免許状は取得できません。

専修免許について

- ・必ず資格課程事務室・分室で**大学院入学年度**の「**資格課程案内**」を取りに来てください。
「**資格課程案内**」はWEBでも公開しております。

<https://www.meiji.ac.jp/shikaku/course/index.html>

★専修免許状を取得するためには、次の3つの要件を満たすことが必要です。
(資格課程案内P30)

(1)基礎資格(修士の学位)を取得すること。

博士前期課程に1年以上在学し、所属研究科専攻分野の専門教育科目30単位以上を修得した学生も、基礎資格を得たものとみなされます。

(2)取得したい専修免許状と同一の教科かつ同一の学校種別の一種免許状を取得していること。

免許状を取得していなくても、所定の単位を修得していれば、同様の扱いになります。

(3) 専修免許状の取得要件科目を24単位以上修得すること。

所属する研究科・専攻の取得要件科目から、24単位以上を修得してください。

- ・取得要件科目について(資格課程案内P148～)で確認してください。

専修免許について

- ・大学院の科目だけ履修・取得するのであれば、
！資格課程での登録手続き等は不要！
- ・教員免許状の申請について(課程案内P. 32)の詳細をよく読むこと
→大学院修了と同時に専修免許を取得する一括申請の場合、
一括申請ガイダンス参加必須
(例年4月下旬頃を予定, 詳細は資格課程掲示板に掲示)
- ・学部生時代の大学院科目の先取り履修について(課程案内P. 31)
→先取り履修の上限は10単位まで
→**先取り履修単位数は一括申請の対象外**
→先取り履修した単位を除いて専修免許の要件を満たす場合は、
一括申請可能

以上